

一般社団法人日本神経学会 役員選出細則

平成23年5月17日制定

平成29年9月16日改正

第1章 総則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本神経学会(以下、「当法人」という)の定款第18条に基づき、役員(理事及び監事)の選出に関して必要な事項を定める。

第2章 理事の選出及び退任後の職責

(理事選挙)

第2条 当法人は、理事を選出するため、理事選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第3条 理事選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会は各支部より推薦された代議員1名と委員長の計8名より構成され、理事会の議を経て代表理事がこれを任命する。
- 3 委員長は役員経験者とし、理事会の議を経て代表理事がこれを選任する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 現職の理事と監事及び理事に立候補する代議員は、選挙管理委員会委員を務めることはできない。
- 6 選挙管理委員会委員長および委員は、候補者を推薦することができない。

(選挙の公示)

第4条 理事選挙に関する事項は、学会ホームページに投票期間の3カ月前までに公示しうえ、機関誌にもその旨を掲載する。

(選挙の時期)

第5条 任期満了による理事選挙は2年毎とし、代議員選挙の翌年に行うこととする。
2 選挙は、その任期の終わる1カ月前までに終了しなくてはならない。

(定数と支部枠)

第6条 選挙毎に選出される理事の定数は、定款において定める理事の定員の上限である22名を超えないものとする。

- 2 選出する理事定数は、選挙実施前年の社員総会で予め議決する。
- 3 各支部に少なくとも1名の理事を置くこととする。支部枠で選出された理事が、任期中に当該支部外に移動した場合においても、理事としての任期には影響を及ぼさないものとする。

(選挙権)

第7条 理事選挙の選挙権者は、選挙実施年の9月30日現在で会費を完納している当法人の代議員とする。

(被選挙権)

第8条 理事選挙の被選挙権を有する者は、その選挙の当選者が確定する定時学術大会開催月の末日において、65歳未満の当法人の代議員とする。

(立候補と推薦)

第9条 理事選挙に立候補する者は、所定の立候補届出用紙に抱負を含めて必要事項を記載の上、推薦書と共に選挙管理委員会宛に郵送にて指定する期日までに届け出るものとする。

- 2 立候補者は、現職代議員3名の推薦を要する。
- 3 理事候補者を推薦する代議員の所属支部は問わない。
- 4 1人の代議員が推薦できる理事候補者は、1名とする。
- 5 理事選挙に立候補する代議員は、他の候補者の推薦者になることはできない。
- 6 現職理事は当該理事選挙に立候補しない場合、候補者を推薦することができる。

(候補者名簿)

第10条 選挙管理委員会は書類審査を行って候補者名簿を作成し、投票期間の初日の30日前までに候補者とその抱負の一覧を学会ホームページに公示する。

(投票方法)

第11条 投票は、学会ホームページ会員欄より、電子投票により行う。電子投票に関する手続き、投票方法等については、選挙管理委員会が定める。

- 2 有権者は、立候補者リストより、選出定数の枠内で投票するものとする。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

- 2 問題のある投票の効力については、選挙管理委員会が判断する。
- 3 事務長は開票業務が円滑に行われるよう支援する。

(当選者の決定)

第13条 当選者は以下の方針と開票手順により決定する。

- (1) 全候補者を得票順に並べる。
- (2) 最初に支部毎に、当該支部の候補者の中から最高得票数を得た者1名を確定する。
- (3) つぎに、第2号の規定による当選者を除く大学（医学部を設置する大学を含むすべての大学および大学が設置する附属病院、附置研究所などの附属組織を含む。以下同じ）以外（以下「大学以外」という。）の組織に所属する候補者の中から、最高得票数を得た者1名を確定する。
- (4) さらに、第2号および第3号の規定による当選者を除く女性候補者の中から、最高得票数を得た者1名を確定する。

ただし、女性候補者が第2号および第3号で定める優先枠の当選者となった場合、本号で定める女性枠は適用しない。

- (5) 残りの改選議席は、全国得票数に従い、上位から順に選ぶ。

2 得票数の同じ候補者が複数いる場合には以下の優先順位に従って当選者を決定することとする。

- (1) 会員歴の長い方を当選者とする。
- (2) 会員歴が同じ場合は、選挙管理委員長がくじ引きで決める。

(選挙結果の公示)

第14条 選挙管理委員会は、選挙結果を学会ホームページの会員専用欄に、速やかに公示しなくてはならない。

(選挙の疑義)

第15条 選挙の効力に関して異議のある代議員は、前条にある選挙結果の公示日から14日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 申し立てがあった場合は、選挙管理委員会で審議して方針を決定する。

(社員総会への報告)

第16条 理事選挙の結果は、社員総会に報告され、承認の議決を得て確定する。

(理事と代議員資格)

第17条 理事は、任期中に代議員資格を喪失しても、なおその職務を行わなければならない。

ただし、会員資格喪失を理由として代議員資格を喪失した場合は、資格喪失をもって、理事を退任するものとする。

(再任と定年)

第18条 理事の再任は妨げない。ただし、連続して在任する場合は4期8年までとする。

2 定時学術大会開催月の末日までに65歳に達するものは、定年を迎えたものとして当該年度の定時学術大会終了をもって退任する。

(退任した理事の職責)

第19条 任期满了により定時社員総会の終結をもって退任した理事は、引き続き開催される学術大会の終了までは理事としてその職務を行い、学術大会の終了をもって、次期理事に職務を引き継ぐものとする。

(欠員の補充)

第20条 理事に欠員が生じたときは、社員総会において、その後任者として次点者を選任する。

2 欠員の補充候補は選挙施行時の得票数をもとに、全国得票数上位から選ぶこととする。得票数の同じ候補者が複数いる場合は、第13条第2項の規定に従い決定する。

第3章 代表理事の選出、任期、及び退任後の職責

(選出)

第21条 代表理事は、定時社員総会で承認された改選理事により構成される理事会において選出するものとする。

2 代表理事選出を目的とした理事会は、定時社員総会後にできるだけ早期に開催するものとする。

3 理事会は、新しく選出された代表理事を、速やかに公示するものとする。

(任期)

第22条 代表理事の再任は妨げない。ただし、その在任期間は連続して4年を超えないこととする。

(退任した代表理事の職責)

第23条 任満了により退任した代表理事は、その任期中に開催された定時社員総会に引き続いて開催される学術大会期間中は、引き続き代表理事としてその職務を行い、学術大会の終了をもって次期代表理事に職務を引き継ぐものとする。

第4章 監事の選出

(選出)

第24条 監事は社員総会の決議により選出する。

(候補者)

第25条 理事会は、当法人の正会員で、かつ下記の要件のいずれかを満たす者を監事候補者として社員総会に推薦するものとする。

- (1) 理事経験のある者
- (2) 学術大会会長としての経験ある者
- (3) 代議員歴（評議員歴を含む）10年以上の者

2 理事会が監事の選任に関する議案を社員総会へ提案する場合は、監事の同意を得なくてはならない。現職監事が2名いる場合には、少なくとも1名の同意を得ることとする。

(任期と定年)

第26条 監事の任期は1期2年とし、再任されて2期4年まで務めることができる。

2 定時学術大会開催月の末日までに70歳に達する監事は、当該年度の定時学術大会終了をもって退任する。

(欠員)

第27条 監事に欠員が生じた場合、理事会は次年度の定時社員総会に候補者を推薦しなければならない。

第5章 補則

(補則)

第28条 定款及び役員選出細則に定めるものの他、選挙管理委員会の運営及び理事選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(細則の変更)

第29条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。

附則

1. この細則は、平成23年5月18日より施行する。
2. 第18条1項の規定は、この細則に基づき理事として選出された時点から起算する。

附則

この細則は、平成24年5月22日より施行する。

附則

この細則は、平成26年5月21日より施行する。

附則

この細則は、平成28年5月18日から、施行する。

附則

1. この細則は、平成29年9月16日から施行する。
2. 第18条で規定する任期制限は、平成30年の理事選挙で初めて当選した者から適用し、当該選挙時点で現職の理事については、従前どおり連続して在任する場合は3期6年までとする。